

## 令和5年4月教育委員会定例会議事録

- 1 日時 令和5年4月25日（火）午後2時00分から
- 2 場所 鈴鹿市役所 本館11階 教育委員会室
- 3 出席 教育長（廣田隆延）  
教育委員会委員（下古谷博司，山中秀志，松蔭康博，笠井智佳）
- 4 議場に出席した職員  
教育委員会事務局教育次長（伊川歩），教育委員会事務局参事（三浦洋子），参事兼教育総務課長（鈴木明），参事兼教育政策課長（小林佐織），学校教育課長（藤見忠），参事兼教育指導課長（西村佳代子），教育支援課長（津田由美子），子ども育成課長（善福一博），書記（木葉健介），書記（久住孝大）
- 5 議事
  - (1) 外部団体への個人情報提供に関する請願について (教育支援課)
  - (2) 専決（鈴鹿市教育委員会書記の任免）の承認について (教育総務課)
  - (3) 専決（鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正）の承認について (教育総務課)
  - (4) 通級による指導の実施等に関する要綱の一部改正について (教育指導課)
  - (5) 学校運営協議会委員の任命について (教育支援課)
  - (6) 専決（鈴鹿市立幼稚園園則の一部を改正する規則の一部改正）の承認について (子ども育成課)
  - (7) 専決（鈴鹿市立学校及び幼稚園の公印に関する規則の一部改正）の承認について (子ども育成課)
  - (8) 専決（学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納付すべき費用の額に関する規程の一部改正）の承認について (子ども育成課)
- 6 報告事項
  - (1) 鈴鹿市教育振興基本計画 令和5年度実行計画について (教育総務課)
  - (2) 令和4年度 鈴鹿市立学校における働き方改革の進捗状況について (学校教育課)
  - (3) 鈴鹿市立小中学校における水泳指導及びプール施設の在り方に関する基本方針について (教育指導課)
- 7 その他
  - (1) 令和5年5月教育委員会定例会の開催について
- 8 傍聴人 0名

---

（参事兼教育総務課長）議事に入ります前に、4月1日付けの人事異動におきまして、職員

の異動がございましたので、本日出席しております課長以上の職員について、改めて自己紹介をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(教育長) はい、お願いします。

《課長以上の職員から挨拶》

(教育長) 職員の皆さん、ありがとうございます。それでは、改めまして定刻となりましたので、ただ今から令和5年4月教育委員会を開催いたします。本日の会議録署名委員は、笠井委員をお願いいたします。

それでは議事に入ります。請願第5号「外部団体への個人情報提供に関する請願について」をお諮りします。

(書記) 請願を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、別紙のとおり請願書の提出があったので、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第1条第1号の規定により、その取り扱いについて審議いたします。

(教育支援課長) それでは、私からは請願第5号「外部団体への個人情報提供に関する請願」について説明申し上げます。資料2ページを御覧ください。

みえ教育ネットワーク教職員ユニオンから提出がありました請願の要旨を申し上げます。PTA等の学校の外部団体に対して、個人情報提供を行うことについて、本人から書面での同意を取ることの徹底を求めるとしております。また、請願の理由には、PTAの任意加入についての記載もありますが、本請願の趣旨は、個人情報提供を行うことについて、本人の書面での同意の徹底と理解しております。

なお、市内小中学校では、現在、個人情報の提供を行うにあたり、書面での同意のほか、様々な確認方法を用いて適切に運用されていると認識しておりますが、各校の個人情報の取扱い等について調査を行い、現状把握に努めているところでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いします。

(教育長) 事務局の説明について、御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(山中委員) 先ほどの課長のお話の中で現在、個人情報等について情報把握に努めているとのことですが、やはりきちんと鈴鹿市内の実態が明らかになった上で、改めて議論することが必要と思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

(教育支援課長) まだ情報を収集しているところですので、それが出揃ってから御審議をお願いしたいと思っております。

(松寫委員) 鈴鹿市内の情報収集はもちろん必要ですけれども、それに併せて他市町の状況等、また東海エリアに限らず、例えば都市部の現状及び対処方法について情報収集できるようであれば、比較、対照しながら検討しやすいと思いますのでよろしくお願いします。

(教育支援課長) 頂いた御意見を基に調べていきたいと思ひます。

(山中委員) 請願書の下から3番目のところで、PTAを例に挙げたということでしたが、ほとんど全部PTAに関しての内容で話が流れておりますが、本来でここで求めるところは、個人情報の問題ですよね。そこをきちんと分けて考えないといけないと思ひます。他にPTA関係以外の課題があるのかどうかについても教えていただきたいです。

(教育支援課長) PTA以外の個人情報の提供に関して、調査してまいりたいと思ひますので、よろしくお祈ひします。

(教育長) 本請願につきましては、継続審議にしたいと思ひますがよろしいでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) それでは本請願につきましては継続審議といたします。

続きまして議案第2069号専決「鈴鹿市教育委員会書記の任免の承認について」をお諮りします。

(書記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、鈴鹿市教育委員会会議規則第7条の規定に基づき、書記の任免を行うについて鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により専決しましたので、同条第2項の規定により、この議案を提出いたします。

(参事兼教育総務課長) それでは、議案第2069号専決「鈴鹿市教育委員会書記の任命の承認」につきまして説明申し上げます。

本議案は、令和5年4月1日付け人事異動に伴い、それまで鈴鹿市教育委員会書記を兼務しておりました教育総務課総務グループの杉田真純副主幹が異動し、新たに、教育総務課総務グループに久住孝大副主査が着任しましたので、2人の鈴鹿市教育委員会書記の任免を行うため、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、杉田副主幹の兼務を解く発令を令和5年3月31日付けで、久住副主査の兼務発令を令和5年4月1日付けで専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により教育委員会へ報告し、その承認を求めるものでございます。

議案書2ページを御覧ください。まず、解く発令ですが、「事務職員 杉田真純 鈴鹿市教育委員会書記の兼務を解く 令和5年3月31日鈴鹿市教育委員会」。次に兼務発令ですが、「事務職員 久住孝大 鈴鹿市教育委員会書記に兼ねて任命する。令和5年4月1日鈴鹿市教育委員会」。以上でございます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見ございましたらお伺ひします。

(教育長) それでは御意見もないようですのでお諮りします。

議案第 2069 号専決「鈴鹿市教育委員会書記の任免の承認について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議ないようですので、議案第 2069 号を原案のとおり承認いたします。

次に、議案第 2070 号専決「鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正の承認について」をお諮りします。

(書記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により専決しましたので、同条第 2 項の規定により、この議案を提出いたします。

(参事兼教育総務課長) それでは私からは、議案第 2070 号専決「鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正の承認」につきまして、説明申し上げます。議案書 4 ページを御覧ください。

改正内容でございますが、部活動地域移行準備室の設置に伴い、フルタイム会計年度任用職員の職種として部活動地域移行推進員を加え、また 5 ページに記載のとおりパートタイム会計年度職員の報酬額のうち、養護及び支援員の時間給を最低賃金の上昇を踏まえて、950 円から 985 円に変更しようとするものでございます。私からの説明は以上でございます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見ございましたらお伺いしたいと思います。

(教育長) 御意見もないようですのでお諮りします。議案第 2070 号専決「鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正の承認」について、原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2070 号を原案のとおり承認いたします。

(教育長) 次に議案第 2071 号「通級による指導の実施等に関する要綱の一部改

正について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、通級による指導の実施等に関する要綱の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任に関する規則第1条第2号の規定によりこの議案を提出いたします。

(参事兼教育指導課長) 続きまして、議案第2071号「通級による指導の実施等に関する要綱の一部改正」につきまして説明申し上げます。

はじめに、国が取りまとめました特別支援教育に関する調査における通級による指導実施状況調査によりますと、令和3年度から令和4年度までの通年で通級による指導を受けた児童数は、全国公立小学校では15万4,407人となっております。前年度の調査結果と比較しますと1万4,290人の増加となっております。また、全国公立中学校における通級による指導を受けた生徒数は2万7,610人となっており、4,513人の増加となっております。

なお、三重県においてもこうした傾向があり、公立小学校における通級による指導を受けた児童数は51人増の1,222人に、公立中学校における通級による指導を受けた生徒数は38人増の227人となっております。

本市においても、12月に県教育委員会が行った調査によりますと、国や県の傾向と同じように、小学校では12人増の106人の児童が通級による指導を受けています。一方、中学校では6人減の22人の生徒が通級による指導を受けていますが、設置校数に限りがあったことから、令和5年度を新たに小学校で1教室、中学校で1教室の計2教室が増設され適切な運営が求められているところです。

こうしたことから、通級指導教室担当者会議を年度初めに開催し、今後の通級指導のあり方や様式等の見直しを図り、本要綱に反映させることとしました。それでは要綱を御覧ください。第3条では先ほど申し上げましたが、令和5年度に新たに設置された稲生小学校と神戸中学校を追加しました。要綱については以上ですが、通級指導教室担当者会で、第5号様式から第7号様式までの児童生徒住所欄における郵便番号の必要性について協議したところ、郵便番号は不要であるとの意見が多く、削除しても問題が生じないと判断したことから、今後、郵便番号の記載を求めないこととしました。

また、第5号様式及び第6号様式の裏面に年間授業時数を記載する箇所があります。

その表の下部に教科及び領域名を記載する旨の説明があります。その中で、道徳が領域名で例示してありますが、道徳は教科化がされたことから、領域名から削除することといたしました。

改正につきましては、以上となりますが、本年度から本市では通級指導のあり方を見直し、学校や教員のニーズに応じてアウトリーチを行います。

また、設置校までの送迎ができない保護者の要望を踏まえ、巡回による指導を試行的に行うこととしました。こうした通級による指導希望や関心の高まりを受け、国においても令和8年度までに通級による指導に係る基礎定数

化を着実に進行するとしていることから、本市でも定期的に通級指導のあり方について見直しを図り、児童生徒に適切な支援を行っていきたいと考えております。説明は以上でございます。御審議いただきますようお願いいたします。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見ございましたら、お伺いします。

(笠井委員) 御報告ありがとうございました。通級指導を受けていただける校数が増えていくというのは非常に嬉しいことだと思います。その中でおそらくどの学校にも必要とされている教室だと思いますが、設置学校の優先順位はどのように決められているのでしょうか。

例えば、今回、中学校は一つ神戸中学校を増やしていただいたのですが、小学校から中学校に途切れなく通級指導がを受けていただけるようにということで、同じ校区といいますか、学校区で区切って優先順位をつけておられるのかなど教えていただけましたらと思います。

(参事兼教育指導課長) 先ほどおっしゃられた通級につきましては、校区の要望もありますし、学校の方で、自校通級を必要とする児童生徒が要望する数と、近隣校区との距離などのバランスを考えて設置を計画しているところでございます。

(学校教育課長) 設置に関わりましては、当課の方でニーズや児童の実態を把握しまして、その数が多い学校区に設置する方向で設置を進めておるところでございます。

(下古谷委員) 今の質問に関連して、小学校と中学校の方で通級教室を受けたとすると、担当教員が実質、増えるという考えでよろしいですか。それとも誰かが併任でされ、実際は増えないという考えですか。そこを教えていただきたいです。

(学校教育課長) これにつきましては、担当者が1教室に1人増えるということで御理解いただければと思います。

(山中委員) ニーズに応じて稲生小学校、神戸中学校に設置された実態として、西部地区でのニーズというのは、どれほどなのでしょう。距離的なことも考えていくと、庄内であるとか、椿であるとか、そこからの距離は相当あると思われる心配になるのですが、いかがでしょうか。

(学校教育課長) おっしゃるように、ただ今市内でもニーズが増えている状況がございます。今後の拠点となるように、西部地区につきましても実態の把握に努めまして、必要性がありましたら設置の方向で進めていきたいと思っております。

(松嶋委員) 現状、小学校 2 校、中学校 1 校で教室が設置されていたと思うのですが、現状で見えている大きな課題があれば教えて欲しいです。これから増やしていく方向性の中で、事前に課題が見えている方がより良いと思います。

(参事兼教育指導課長) 通級指導教室におきましては、発達障害は、小学校は神戸小学校、飯野小学校、稲生小学校の 3 校となっていて、中学校が創徳中学校に加え 1 校増えたので、創徳と神戸中学校の 2 校が発達障害の教室になっております。

最も需要が多いのが発達障害等ですけれども、課題といたしましては、希望が多いもので数がなかなか足りないこと、また、自校通級であれば、在籍校で授業時間内に学習できるのですが、他校通級の場合は、在籍校で 6 限目まで勉強した後、保護者の送迎で設置校へ行くということで、そうすると、学校の中には、6 限目 7 限目、要望で 8 限目という、放課後の授業が増えていくことによる教員の働き方の問題や需要と供給がうまくいかないところが課題として見えています。

そのために巡回指導で設置校の先生が在籍校に行き、昼間のところを埋めていくというような取組を今年度進めているところでございます。

特に、発達障害等の場合は、個別で指導を実施する場合がありますが、少人数でコミュニケーションの練習やグループ指導もあるので、個別がいいのか、少人数グループで子供たちを指導した方がいいのかという、その見極めというのが非常に難しいので、実態に応じた適切な指導が重要であり、それを課題として今後の検討していくことであると考えております。

(下古谷委員) 第 5 号及び第 6 号様式に郵便番号は必要がないということで省略するところですが、例えば「矢橋」と「矢橋町」で別の郵便番号があるように、住所を書き損じてしまった場合に、誤送付をしてしまうことも考えられる。逆に郵便番号の記載のみで市役所、学校などでは送達が可能な場合もあるため、郵便番号を無くすことにもう少し配慮が必要であると思うのですが。

(教育次長) この様式については、住所をお知らせいただいた後に、郵便物を発送することを想定した記載事項ではございませんので、住所のみ確認できれば良いというところで、郵便番号を特定する趣旨の様式ではございませんので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

(教育長) それでは、議案第 2071 号「通級指導の実施等に関する要綱の一部改正について」は原案とおりに承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので議案第 2071 号を原案のとおり承認いたします。それでは次に議案第 2072 号「学校運営協議会委員の任命について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第2項の規定に基づき学校運営協議会委員の任命を行うについて、教育委員会の議決を得るためこの議案を提出いたします。

(教育支援課長) それでは、私からは、議案第2072号学校運営協議会委員の任命につきまして説明申し上げます。資料9ページを御覧ください。各小中学校長から推薦がございました令和5年度の学校運営協議会委員の名簿でございます。

校長を含めまして、小中学校の委員の合計人数は414人、昨年度より1人増えております。委員の内訳といたしましては、地域関係者が275人、昨年度より5人減。PTA関係者が85人、昨年度より3人増。有識者が14人、昨年度より3人増。校長が40人となっております。

以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

(教育長) ただ今の議案に御意見、御質問がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは御意見もないようですのでお諮りします。

議案第2072号「学校運営協議会委員の任命について」を原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第2072号を原案のとおり承認いたします。

次に議案第2073号「専決(鈴鹿市立幼稚園園則の一部を改正する規則の一部改正)の承認について」、議案第2074号「専決(鈴鹿市立学校及び幼稚園の公印に関する規則の一部改正)の承認について」及び議案第2075号「専決(学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納付すべき費用の額に関する規程の一部改正)の承認について」は、箕田幼稚園の廃園に関する所要の整備でございますので、一括してお諮りいたします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、「鈴鹿市立幼稚園園則の一部を改正する規則」、「鈴鹿市立学校及び幼稚園の公印に関する規則」及び「学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納付すべき費用の額に関する規程」の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により専決したので、同条第2項の規定によりこの議案を提出いたします。

(子ども育成課長) それでは私からは専決処分の承認として、議案書 10 ページから 17 ページまでの 3 議案、議案第 2073 号「鈴鹿市立幼稚園園則の一部を改正する規則の一部改正」、議案第 2074 号「鈴鹿市立学校及び幼稚園の公印に関する規則の一部改正」及び議案第 2075 号「学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納付すべき費用の額に関する規程の一部改正」につきまして一括して説明申し上げます。

今回の 3 つの議案につきましては、令和 5 年 4 月 1 日付けで鈴鹿市立箕田幼稚園が廃園となったことに伴う所要の規定整備等でございます。専決処分に至った経緯でございますが、鈴鹿市立箕田幼稚園を廃園とする鈴鹿市立幼稚園条例の一部改正が市議会令和 5 年 2 月定例議会にて議決され、本年 4 月 1 日から施行されております。

これを受けまして、各規則等におきましても、鈴鹿市立箕田幼稚園に係る規定を削るなどの所要の規定整備を行うことについて、当該施行日との整合を図る必要から専決処分を行い、今回その承認をお願いするものでございます。

まずは 11 ページを御覧ください。鈴鹿市立幼稚園園則の一部を改正する規則の一部改正でございます。改正内容を示す対照表のとおり、鈴鹿市立箕田幼稚園の項を別表から削るものでございます。

次に、13、14 ページを御覧ください。鈴鹿市立学校及び幼稚園の公印に関する規則の一部改正でございます。こちらも改正内容を示す対照表のとおり、別表において公印管理者が箕田幼稚園長となっている項を削るものでございます。

最後に、16、17 ページを御覧ください。学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納付すべき費用の額に関する規程の一部改正でございます。こちらも、改正内容を示す対照表のとおり、箕田幼稚園の項を別表から削るものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見ございましたらお伺いしたいと思います。

(教育長) それではお諮りします。議案第 2073 号「専決（鈴鹿市立幼稚園園則の一部を改正する規則の一部改正）の承認」についてから議案第 2075 号「専決（学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納付にすべき費用の額に関する規程の一部改正）の承認について」まで原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2073 号から 2075 号を原案のとおり承認いたします。続きまして報告事項に移ります。

報告事項の 1 番目の「鈴鹿市教育振興基本計画 令和 5 年度実行計画」に

ついてをお願いいたします。

(参事兼教育総務課長) それでは、報告事項の1番目「鈴鹿市教育振興基本計画 令和5年度実行計画」について説明申し上げます。

報告資料1ページのA3の「鈴鹿市教育振興基本計画 令和5年度実行計画」修正箇所一覧を御覧ください。年度終了に伴いまして各基本事業の令和4年度実績値が確定いたしました。表中の赤色の太枠部分でございます。その左側の列に矢印で記載されております記号は、令和3年度実績との比較でございます。実績が上がったものは青で、下がったものは赤で着色しております。

続きまして赤色太枠の右側の列でございますけれども、こちらは令和5年度の目標値でございます。黄色に着色の部分は令和4年度の点検評価時の目標値に対して修正した箇所でございます。参考といたしましてお手元の資料の最後に、今回の修正内容を反映させました「鈴鹿市教育振興基本計画 令和5年度実行計画」を併せてお配りさせていただいております。報告は以上でございます。

(教育長) ただ今の報告に御意見、御質問がございましたらお伺いしたいと思います。

(下古谷委員) 令和5年度目標値の上から2番目のICT環境と5番目の外国人児童生徒のところで目標値100%ということで、前年度から飛躍的に実測値から考えると増えているが、外国人の方の日本語指導研修会の実施した割合が、令和3年度から令和4年度で下がっているが、令和5年度の目標値が100%というのは、目標値として妥当であるか教えていただきたいと思っております。

(教育支援課長) 日本語指導に係る研修会を実施した学校の割合で、鈴鹿市としましては、外国人児童生徒がほとんど全ての学校に在籍しておりまして、この研修会を大切にしております。

最近、周知が滞っていたため実績値が下がってしまったということで、今年度は日本語指導に係る研修会について4月からの周知を徹底し、日本語指導コーディネーターが学校に出向き、目標値100%を目指して研修に力を入れてまいりたいと考えております。

(下古谷委員) 外国人児童生徒が約8,000人も就学していないということが最近の記事にあったのですが、鈴鹿市の未就学児童は、ほぼゼロと考えてよろしいでしょうか。

(教育支援課長) 未就学児童に関しては、学校教育課と連携し毎年5月から6月にかけて、対象児童宅を訪問し、居住実態を確認しております。昨年度に家庭訪問した際には、住民登録上の児童の名前は残っているが、実際には住んでいない事例がありまして、結果的に未就学児童はゼロでした。今年度については、これから調査を実施するため人数の把握はできておりませんが、学

校教育課と連携し、未就学児ゼロに向けて把握に努めてまいります。

(笠井委員) 令和5年度の目標値の設定について、設定が100%という項目と設定値が低い項目があり、評価方法の違いでこの設定値のパーセントに違いがあると思うのですが、例えば、資料の9番目の人権教育における指標「児童生徒が主体となったいじめ防止に向けた取組を実施した学校の割合」について取組を実施したか、していないかということであれば、全部の学校で実施すれば100%の実績値ということになると思うが、資料の11番目の不登校対策における指標が「学校生活の中で、児童生徒一人ひとりのよい点や可能性を見つけ、評価する(褒めるなど)取組を積極的に行った学校の割合【学校質問紙】」で、不登校児童がいなくなる、ならないということは話を別にして、児童を褒めたり、一人ひとりの良い点とかを見つけることは、全ての先生方がやっておられることだと思うのですが、この目標値が62.5%というのは、どこから出てくる数字であるのか。この数字は、不登校が無くなる、無くならないということではなくて、それぞれ取組を実施したかどうかに対してのパーセンテージであると思うので、目標値は100%でもいいのではないのでしょうか。

(教育支援課長) 不登校対策の実績値についてですが、全国学力・学習状況調査における学校質問紙を手法として使用しております。その中で一番高い指標のトップボックスを選択した数字を実績値に使用していますので、トップボックス以外の選択をすると数値に反映しない状況があります。

不登校をゼロにすることは非常に困難であると感じている中で、子どもたちが学校に来て、楽しい、認められていると思えるような学校の環境づくりを最も大切に考えておりますので、この指標は、先生がまずそういう環境を作っていくという意味でこの指標を使用しております。実績値100%を目指したいところなのですが、トップボックスを選択した数字を実績値に使用していますので目標値を62.5%にさせていただきます。

(笠井委員) 自己評価が低い先生と高い先生で回答が分かれると思いますが、学校長が一定の基準できちんと実施できているかどうかを個々の先生方にフィードバックされるようなシステムとかはあるのでしょうか。

(教育支援課長) 学校長から先生方に対するフィードバックは、学校長との面談の中でそれを伝えているところはあると思います。

(松嶋委員) 今のところに関連してなのですが、トップボックスを選択するというのは、先生の自己肯定感の高低により差が出てしまいますので、トップボックスともう一つ下のところに一定の基準を定め、それを超えていたら選択するというような物差しに基づいて付ける方法にした方が分かりやすいのではないかと。そうでないと目標値が、参考にならない数値になってしまうことになるため、そのあたり検討いただきたい。

もう一点ですが、資料1番目の英語教育のところ、令和3年度の実績値

が 189 回から令和 4 年度では 193 回ということで、実施回数が目標値をクリアしましたが、令和 5 年度の目標値がさらにプラスされ 200 回ということで、この 1-1 の英語教育のところの目的は何かを考えたときに、実行計画にある基本事業 1-1 英語教育のところで、小学校では、児童の英語への興味関心を高めること。そして、中学校では、英語で自分の考えや気持ちを互いに伝え合えることを目的として、パフォーマンステストを実施するというものです。成果の指標は、小学校では「英語に興味関心がどれだけ高まったか」、中学校については、「自分の考えを英語でどのように表現できるようになっていったか」という点で評価をしないと、回数自体を目標値とすると、上限が定まらないため、例えば 300 回実施した場合に、教職員への過重な負荷となってしまうなど、別の課題というところが発生してくることもあるため、目的に応じた目標設定をした方が良いと思います。

(教育次長) 目標値設定について、今年度は教育振興基本計画の見直し及び総合計画の見直しの年度になっております。実行計画というのは、活動指標に定性的な割合で成果指標が混在していますので、目標値に対する考え方が混乱してしまう要素があると思います。

そのため、対外的に統一感のある成果指標にするとか、活動にこだわらず教育振興をどのように図っていくかなどを考慮し目標設定をしていきたいと思えます。

フレキシブルに目標設定を変えていくというお話もありましたが、総合計画もそうですが、教育振興基本計画も最低 4 年後を目指す設定で成果を見据えていくという作りになっておりますので、毎年見直すという話の要素は、活動指標的な値で目標値を上げていくこともあると思いますが、成果指標については 4 年間を見据えた中で設定をしていく方向性で市全体として動いております。今後も御意見をいただく機会はあるかと思えますので、御理解いただきますようお願いいたします。

(教育長) 御意見がないようですので、次の報告事項に移ります。

報告事項 2 番目の「令和 4 年度鈴鹿市立学校における働き方改革の進捗状況について」をお願いいたします。

(学校教育課長) それでは、私から報告事項 2 番目の「令和 4 年度鈴鹿市立学校における働き方改革の進捗状況について」の進捗状況につきまして説明申し上げます。

資料の 2 ページを御覧ください。1 番目(令和 4 年度鈴鹿市の目標)にありますように、成果活動指標の目標値を設定し、取組を進めております。

2 番目はその結果となります。(1)の時間外職員につきましては、延べの人数となりますが、月 80 時間超えの職員は、67 人から 74 人に増加。月 45 時間超えの職員は、1,284 人から 1,301 人に増加しました。また年間 360 時間超えにつきましては、345 人から 312 人に減少しました。

令和 4 年度も学校の方では、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じながらの教育活動を進めるという 1 年ではございましたが、やはり令和 2 年度

から進めております。教職員の時間外労働については、月 45 時間以内、1 年に対しては 360 時間以内を目標として学校全体で取り組んでいることもございまして、この辺りで止まっているのかなというふうには認識をしております。

また留守番電話の対応、そして外部人材の活用そして部活動ガイドラインの徹底など教職員の意識についても、随分と進んでいるように捉えております。しかしながら、主要な校務分掌を担当している職員が、長時間勤務になるという傾向は依然としてございまして、今回の月 80 時間超え、そして 45 時間超えの増加の要因の一つというふうになっております。

続きまして、その下(2)時間外労働時間について、ひと月あたりの平均ですが、若干の増加となりました。

(3)は休暇取得となります。1人当たりの年平均休暇取得日数については、若干の増加となりました。資料の3ページを御覧ください。(4)は県・市・学校による統一した3項目の取組状況でございます。定時退校日に定時で退校できた職員の割合、目標が90%に対しまして、小学校が84.3%、中学校が91.9%となりました。その下でございますが、60分以内に終了した会議の割合については、目標が70%に対しまして、小学校で69.4%、中学校で71.5%となりました。この会議時間の短縮につきましては、ペーパーレス化、そして資料の事前配布、事前の時間設定、あるいは提案事項の精選など工夫によりまして60分以内に終了する割合は、少しずつ向上しているというふうには認識しております。ただ、議題が多いとき、あるいは重要な議題がある場合につきましては、長時間になってしまうという声も聞いております。

資料の4ページでございますが、令和5年度の学校における働き方改革の推進となっております。これにつきましては、考え方や取組の内容、指標等を1枚にまとめております。目標値は令和4年度の数値を継続しております。

目標の達成につきましては、引き続き、校務支援システムを活用した勤務状況の把握、ICTを活用した授業方法や資料の共有、オンライン会議の開催等を進めていきたいと考えております。また、その下にありますようにスクールライフサポーター、外国人指導助手、スクールサポートスタッフなど、専門家や外部人材の配置の拡大とともに、鈴鹿市の運動部活動指針の一層の徹底、留守番電話対応の推進を図ってまいりたいと思っております。その部活動につきましてもは今年度から教育指導課におきまして、地域連携や地域移行に向けた整備が進められるということがございます。この働き方改革につきましても、追い風になるのではないかと考えております。ただ基本的には、教職員の意識を高めつつ、先ほど申しました一つ一つの取組を積み重ねながら、確実に働き方改革を進めていきたいと考えております。以上、報告とさせていただきます。

(教育長)ただ今の報告に御意見、御質問がございましたらお伺いしたいと思います。

(笠井委員)この働き方改革は、労働基準法で労働時間の上限を厳守するための改革ではないと思うのですが、学校における働き方改革で資料の4ページに書いているように、「限られた時間の中で授業の改善や子どもたちの向き合

う時間を確保しながら、日々の生活の質や教職員としての人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、より効果的な教育活動を持続的に行う。」ということではありますが、働き方改革で時間数を短くすることによって教職員の方々の心身の不調が減ったかどうか、そして減ったことによってより濃密な教育をすることによって児童生徒の教育的なレベルが上がったのか、というのを総合的に考えられている制度と理解しているのですが、労働時間数の減少に加えて、メンタル不調の教職員数がどう変化したのか、最終的に部活動を外部委託等して教職員の時間を確保したことで、教育の質が上がったのかどうかという評価は、どういう流れでフィードバックされるのでしょうか。

(学校教育課長) 先ほど笠井委員の質問の中にありました、メンタルというところがございしますが、今年度も一定数の教職員の方でメンタルによるお休みを取っている方がいらっしゃいます。ただ、今回のこの働き方というところに関しまして、例えば、長時間労働を理由とした休みの理由には、結びつきにくく、休職理由につきましては、多岐にわたっているという状況がございします。この辺りの働き方がより、教職員のより良い働き方にどのように繋がっていくかというところを今後精査しながら見極めていかななくてはならないと考えております。

(教育長) 教職員の休職理由には複合的な要素が含まれておりまして、その一つとしてこの働き方改革があると思います。他に質問はありますでしょうか。

(下古谷委員) 資料2 ページの1番目にある令和4年度鈴鹿市の目標と掲げておりますが、これは鈴鹿市の目標ではなくて、鈴鹿市の学校でということ考えてよろしいのでしょうか。

(学校教育課長) 鈴鹿市ということで統一して定めている目標になっておりますが、市役所職員も含めた全体の目標であるかの認識がまだ不十分でございますので、確認させていただきます。

(下古谷委員) もう一点の質問ですが、例えば、成果指標の目標値の中で、月45時間を超える「時間外職員」という表現になっていますが、これは教員を指すのでしょうかそれとも教員及び事務員も含むのでしょうか。資料4 ページの方ですと、「時間外労働者」という表現になっており、微妙に表現が違っているので、言葉の定義を教えてください。

(学校教育課長) 「時間外職員」、「時間外労働者」については、事務職員も含めた対象者となっております。

(下古谷委員) 資料の他のところに「教職員」という表現も出てくるが、事務職員も含めた職員と考えたらよろしいのですね。

続けて成果指標の目標値の4番目のところで、1人当たりの年平均休暇取

得 22 日という形で、22 日に限定されているのですが、上の表現だと 30 時間以下となっていますが、22 日に限定することに何か意味があるのでしょうか。これは 22 日以上取得という意味ではないのでしょうか。

(学校教育課長) 22 日と限定したものではなく、それ以上を取得という認識でおりますので、御質問の箇所につきましては「以上」と表現したいと思いません。

(下古谷委員) 資料 4 ページのところも同様の表現となっており、あくまで一つの目安であるというのは分かるのですが、気にかかるのでしたので質問させていただきました。

最後の質問ですが、資料 4 ページの右側 4 番にある「児童生徒に係る臨時的な特別な事情への対応」のところ、月当たり 45 時間を超えたとしても、年間 360 時間が守られるよう取り組むとあるが、この表現も 360 時間以内が守られるということになると思いますが、資料 2 ページに令和 4 年度の時間外労働が年 360 時間超えの職員が 312 人と書いてありますが、このうち月 45 時間を超えている職員は全員なのではないでしょうか。具体的に言うと、資料 4 ページの右側 4 番にある月あたり 45 時間を超えたとしても、年間 360 時間が守られているという対象となる方が何%ぐらいいるのだろうかという質問です。例えば、時間外が月 30 時間の方が 12 か月すると 360 時間の時間外労働ということで、資料 2 ページにある年 360 時間超職員数 312 人のところに入ってくると思うのですが、その上の 45 時間超職員数には含まれないように、45 時間超職員数の 1,301 人のうちの何人が年 360 時間を超えていないのかを教えてくださいたいです。

(学校教育課長) 1 年に平均すると 360 時間に至らないという職員も含まれているのですが、45 時間超えの職員と 360 時間超えの職員を繋ぎ合わせた分析が行えておりません。

(下古谷委員) 目標としてここに取り組むと書いてあるので、値として知りたいと思いました。

(山中委員) 1 つの指標になると思いますので、できれば有給休暇の消化率を知りたいと思います。もう一点の質問ですが、この 1 年間に定時退校日を設定した日数の平均ですが、小学校 29.2 日、中学校は 21.6 日とありますが、定時退校日を毎週水曜日に設定したり、長期休暇などの帰りやすい時期に設定している学校があると思うのですが、その実態について教えてくださいたい。

定時退校日に定時退校できた職員の割合が 84.3%とありますが、定時退校日に対するマンネリ化により、定時退校を設定した日に、いつも残る人がいたり、それを容認し、黙認してしまう空気はないのか。教育委員会及び学校現場は、教員志望者が減少していることにさらに危機感を持って定時退校の実施をしていく必要があると思います。引き続き、実態把握に努め、教育委員会

として教職員に指導して行って欲しいと思います。

(松蔭委員) 教育委員会として関わり方について教えていただきたいのですが、例えば、月単位で勤務実績が出た1人1人の労働時間の状況を教育委員会の方がそれを把握できている状態なのかどうか。

また、それに対して教育委員会としてどのような形で学校又は個人に対してアプローチをしているか教えていただきたい。

(学校教育課長) 毎月、教職員の勤務状況につきましては、報告を受けております。その中で80時間超えの職員が出てまいりますことも把握ができる状態ではございます。

その中で、個々に学校長と担当課でやり取りをさせていただきまして、職員の状況を聞き取り、場合によっては学校長の方から面談をして、状況を掴んでいただき、早く帰るような言葉がけの依頼をさせていただいております。

(松蔭委員) 特定の方に長きにわたり長時間労働が集中していく傾向が出ていると思うのですが、そのあたりいかがでしょうか。

(学校教育課長) 組織的な学校運営の中で、業務の平準化が進んでおるところですが、先ほどの委員の御指摘のとおり、特定の校務分掌を受け持つ職員に長時間労働が片寄ることがございます。

それともう一つとして、長年、学校で長時間の仕事をするのが常習化している方がおまして、学校長の方から帰宅を促す声かけの方をいただいておりますが、そういった方が一定数のいるというのが現状でございます。

(松蔭委員) 会社等でも同様の状況があると思うのですが、やはり学校教育の現場において考えると、心身ともに健康な先生方が居てはじめて児童生徒が適切な指導を受けることができると思うので、心身に不健康な状態で教鞭をとられて指導に当たっても、児童生徒が先生の不健全な状況を見ていくとなると、成長過程において大人や仕事に対して、前向きな印象を持つことができなくなってしまいますので、心身ともに健康な教職員が活発的に適切な指導する体制を整えるという気持ちを持ちながら、超過労働時間が大きな問題であるということを、教育委員会の方から大々的に学校現場に発信し続けるという姿勢を持って欲しいと思います。

(教育長) 皆様、御存知のとおり、以前から教職員の中では、ボランティアで労働するという意識が非常に強くあります。会社であれば時間外賃金が発生するため、職員に帰宅を促す指導がしやすいところもあると思いますが、学校現場においては、それを徹底してこなかったというのが御指摘のとおりでございますので、子どもたちに適切な指導を実施するためにも、教職員の健康面及び労働時間の管理や休暇取得を促してまいります。

他に御意見、御質問があればお伺いさせていただきます。

(教育長) 御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。

報告事項3番目の「鈴鹿市立小中学校における水泳指導及びプール施設の在り方に関する基本方針について」をお願いします。

(参事兼教育指導課長)

それでは、私からは報告事項の3番目、「鈴鹿市立小中学校における水泳指導及びプール施設の在り方に関する基本方針」につきまして説明申し上げます。手元に、この冊子とA4サイズ1枚にまとめた概要版があります。本日は、概要版を中心に説明させていただきます。

初めに水泳授業の目的について申し上げます。水泳運動は水の抵抗を受けて行う全身運動であり、児童生徒の運動能力の向上、心身の健やかな成長や健康保持に繋がるものです。また、実技指導に加え、水際の事故防止に関する心得についても指導することとなっていきます。

続きまして、他の自治体とも共通であります。本市の課題についてです。これまで本市では、6月中旬から7月中旬にかけて水泳授業を実施してきましたが、屋外での水泳授業は、天候の制約や近年の気温上昇に伴う熱中症が問題になることも多く、計画的な実施が難しくなっています。加えて、令和2年度から新型コロナウイルス感染症拡大防止措置として、ほとんどの学校で水泳授業が実施されなかったことから、水泳授業の再開に向けては、プール施設の相当箇所での修繕が必要であることも分かってきました。また、市内の多くの学校プールは、設置から30年以上が経過しており、老朽化に伴う修繕費用も年々増加しております。本指針は、これらの課題解決に向け、鈴鹿市の水泳指導及びプール施設の在り方を「児童生徒の安全面・衛生面の確保」、「施設の維持安全」の視点から検討を行い、今後の本市における、より安全で質の高い水泳指導を目指し、本指針を策定しました。

続いて、プールの施設の維持保全の方針について説明します。小学校におきましては、12学級以上の学級数が多い学校では予防保全による整備を、それ以下の学校は、学校外施設の利用を促進しつつ適宜、事後保全による修繕を行います。中学校におきましては、プール施設に大きな不具合が発生した場合や、学校施設の新築等の場合には、プール施設の解体を予定しております。

続いて、今後の水泳授業の実施方針について説明申し上げます。まず、水泳指導につきましては、小学校ではこれまでと同じく、水難事故に遭わないための基本的な水泳技能を身に付けることができるよう、プール施設を活用した実技指導を継続して実施してまいります。一方、中学校では、小学校期における基本的な技能の習得を前提に、水泳の実技指導から、座学を通じて水難事故防止に関する知識を広げ、深めることができるよう指導を切り替えていきます。

次に、プール施設利用につきましては、小学校では天候に左右されることなく、確実に水泳授業を実施することが可能な学校外のプール施設の利用を推進してまいります。学校外のプール施設の利用が困難な場合は、自校の施設を利用し、水泳授業を実施することとします。中学校におきましては、各校の実情や施設の状況を踏まえ、順次廃止してまいります。

最後に、今後につきましては、令和5年度は天名小学校、合川小学校、鼓ヶ浦小学校の3校については、公共・民間のプール施設を利用して水泳授業を実施します。小学校については、引き続き安全で質の高い指導を保障するとともに、学校プールの施設の維持に係る財政負担等を考慮し、令和6年度以降も学校外施設の利用が可能な対象校を拡充していきます。また、学校内施設の利用についても課題解消に努め水泳授業の充実を図っていきます。説明は以上でございます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

(下古谷委員) 小学校では少し実技もやりながら水泳指導を続け、中学校は座学を主にしていくというような方向転換をしていくということによろしいでしょうか。

(参事兼教育指導課長) そのとおりでございます。

(教育長) 御意見もないようですので、その他事項に移らせていただきます。「令和5年5月教育委員会定例会の開催について」をお願いいたします。

(参事兼教育総務課長) 令和5年5月教育委員会定例会でございますが、令和5年5月30日(火)午後2時から教育委員会室において開催したいと存じます。

(教育長) ただ今の提案に、御異議ございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議ないようですので、令和5年5月教育委員会定例会を令和5年5月30日(火)午後2時から教育委員会室において開催することにいたします。

(教育長) 以上をもちまして、令和5年4月教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

4月教育委員会定例会終了 午後3時19分

以上会議の顛末を録し、ここに署名する。

教育長

委員